

## 理事会運用規則

(根拠)

第1条 この規則は日本卓球バレー連盟規約（以下「規約」という）第45条に基づいて理事会の運用の詳細を定める。

(入会)

第2条 日本卓球バレー連盟（以下本連盟という）の入会希望団体（又は入会希望者）は、次に掲げる書類を本連盟（総務委員会）に申請する。

2. 正会員の加盟申請書類
  - (1) 正会員加盟申請書
  - (2) 団体役員名簿
  - (3) 団体規約（定款・会則）
  - (4) 都道府県の統括団体である資料（設立の経緯及び設立後）
3. 準会員の加盟申請書類
  - (1) 準会員加盟申請書
  - (2) 団体役員名簿
  - (3) 団体規約（定款・会則）
  - (4) 団体の活動内容を紹介する資料（設立の経緯及び設立後）
4. 賛助会員の入会申請書類
  - (1) 賛助会員入会申請書

(入会の可否)

第3条 本連盟に入会申請があった場合、60日以内に入会の可否を理事会で決議し入会申請者に通知しなければならない。

(初年度会費)

第4条 第3条により入会の承諾を受けた団体（又は賛助会員）は規約第7条に定められた会費を納入すること。

(理事の選出)

第5条 規約第13条1項に掲げられた理事は次の者から選出する。

- (1) 常設委員会の委員長
  - (2) 地方組織からの推薦者
2. 前項の地方組織の範囲は別表1のとおりとする。
  3. 第1項の地方組織からの推薦者の人数は次のとおりとする。
    - (1) 地方組織を構成する正会員の数が3団体以下では1人
    - (2) 地方組織を構成する正会員の数が4団体以上6団体以下では2人
    - (3) 地方組織を構成する正会員の数が7団体以上では3人

(理事会の代理出席)

第6条 理事会に代理出席者を立てる場合は、その旨を記した書面を理事長に提出し理事長の承認を得なければならない。

2. 代理出席者は選出母体から選任する。

(理事会の出席の扱い)

第7条 第6条の代理出席者は規約37条4項及び42条1項の規定の適用については、出席したものとみなす。

2. やむを得ない理由により理事会に出席できない理事会の構成員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。この場合において、規約37条4項及び42条1項の規定の適用については、出席したものとみなす。

(定例理事会の日程)

第8条 定例理事会は以下の日程で開催する。

- (1) 4月29日、昭和の日
- (2) 11月もしくは12月

(理事会の旅費)

第9条 理事会の開催にあたり、出席する役員等に旅費の一部を支給する。

- (1) 旅費の2分の1の額とする
- (2) 上限を2万円とする

2. 但し前項の上限は財政状況により1万円まで減額できる。

(地方組織への補助)

第10条 日本卓球バレー連盟の正会員及び準会員が納付した登録料の半額を地方組織(ブロック)に補助する。ブロック補助金は、地方組織がその円滑な運営に充てるものとする。

(規則の改廃)

第11条 この規則は、日本卓球バレー連盟理事会において改廃することができる。

附 則

この規則は、令和4(2022)年9月4日から施行する。

(別表1) 地方組織の範囲

ブロック	地区	都道府県
東	北海道・東北	北海道 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
	関東	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県
中	中部 (北信越・東海)	新潟県、長野県、富山県、石川県、福井県 静岡県、愛知県、岐阜県、三重県
	近畿	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
西	中四国 (中国・四国)	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県 徳島県、香川県、愛媛県、高知県
	九州	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県